監督命令

平成２４年（再）第９号
大阪府茨木市横江２丁目８番43号
再生債務者　株式会社嶺井運輸
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　阪口　彰洋
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年７月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１０号
大阪市淀川区西中島４丁目12番５号
再生債務者　株式会社サン・ジャパン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目７番12号京阪御堂筋ビル８階　共栄法律事務所　弁護士木村圭二郎
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年７月24日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第４号
富山市千石町４丁目３番７号
再生債務者　大仁酒造株式会社
１　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月11日から平成24年９月18日まで
富山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第４号
埼玉県加須市北平野263番地１、登記簿上の本店所在地栃木県栃木市藤岡町中根728番地
再生債務者　株式会社ＤＳＫ（旧商号株式会社ダイヤ整環）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月24日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第４号
岐阜県養老郡養老町蛇持331番地
再生債務者　株式会社みつばちの郷
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月24日　岐阜地方裁判所

平成２３年（再）第１０号
福岡市博多区山王１丁目14番８号
再生債務者　株式会社ニシヤマ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年７月23日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年７月23日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第７２号
埼玉県川越市砂875―４　高野ハイツ102号
再生債務者　久森　智史
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月28日から平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第２９号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地639　成田ＳＫ第２シャルマン208号
再生債務者　木川　尚保
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月28日から平成24年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２７号
千葉県旭市ニの5045番地20
再生債務者　遠藤加代子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月29日から平成24年９月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（再イ）第２５号
兵庫県宝塚市新明和町２番19号ジュネス宝塚３号棟301
再生債務者　荒瀬　俊彦
１　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月29日から平成24年９月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第２３２号
札幌市中央区南20条西７丁目２番１―1102号
再生債務者　後藤　慎治
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月30日から平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部